

5 しょうがいふくし 障害福祉サービス

がいはう 〈概要〉

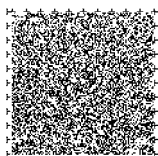
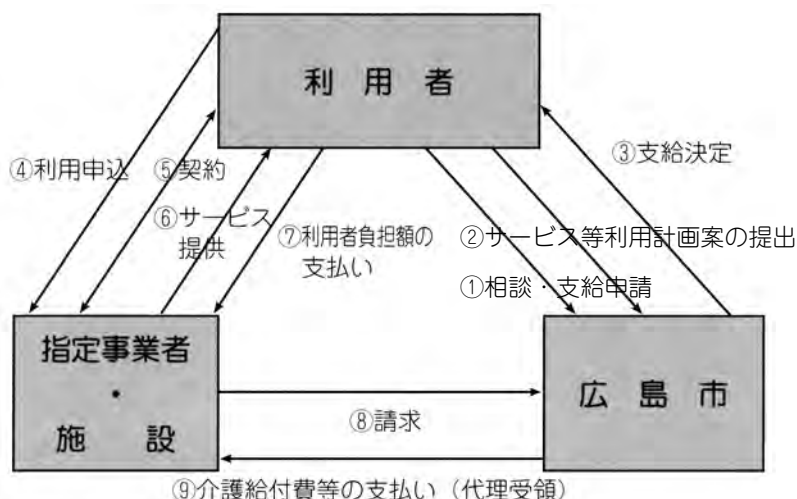
しょうがいふくし 1 障害福祉サービスとは

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉サービス」は、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

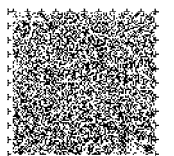
障害福祉サービスでは、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとなっています。

きほんてき しく 2 基本的な仕組み



3 対象となるサービス

介 護 給 付	居宅介護 (身体介護・家事援助等・通院等乗降介助)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、その他生活全般にわたる援助を行います。(41 頁)
	重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。(41 頁)
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。(41 頁)
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、代筆・代読などにより移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。(41 頁)
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(41 頁)
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(41 頁)
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。 ※療養介護医療を伴います。(19 頁)
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。(50 頁)
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(48 頁)
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※宿泊型自立訓練もあります。(50 頁)
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。(50 頁)
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。(50 頁)
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。(42 頁)
	就労定着支援	訓練後、一般企業等へ雇用された人に、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活上の相談など、必要な支援を行います。
	自立生活援助	退院、退所等により一人暮らしを始めた人に、自立した日常生活ができるよう、定期的に訪問を行い、情報の提供や相談など、必要な支援を行います。



4 サービスを受けるための^う手^て続^{つづ}き

① 相談・支給申請

どのようなサービスが必要か、どのような指定事業者・施設があるのかなどの相談や情報提供および申請の受付を各区福祉課（裏表紙）で行っています。受けたいサービスが決まったら、申請書を提出します。

② サービス等利用計画案の提出

障害福祉サービスの利用をするためのサービス等利用計画案を指定特定相談支援事業所に作成を依頼し、支給決定の勘案事項にするために各区福祉課に提出します。

指定特定相談支援事業者の計画案に代えて、本人や家族等の支援者が作成したセルフプランを提出することもできます。

（サービス等利用計画案の作成等、計画相談支援については利用者負担はありません。）

③ 支給決定（詳しくは、39頁）

〔介護給付を希望する場合〕

まず、市が認定調査を行います。その結果や医師意見書などによる審査会での審査をふまえ、市が障害支援区分（区分1～6）の認定を行います。さらに、勘案事項やサービスの利用意向などをふまえ、市が支給決定を行い、受給者証を交付します。

〔訓練等給付を希望する場合〕

まず、市が認定調査を行います。さらに勘案事項やサービスの利用意向などをふまえ、市が暫定支給決定を行います。一定期間、サービスを利用されたのち、それを評価し、個別支援計画を立てて本支給決定を行い、受給者証を交付します。

④ 利用申込、契約

支給決定を受けた利用者は、指定事業者・施設に利用の申込みを行い支給決定の範囲内で契約を結びます。

⑤ サービス提供

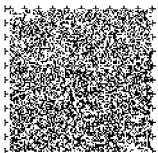
契約を締結した利用者は、受給者証を指定事業者・施設に提示し、契約の範囲内でサービスの提供を受けます。

⑥ 利用者負担額の支払い

サービス提供を受けた利用者は、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

⑦ 請求・介護給付費等の支払い

指定事業者・施設は、利用者負担額などを除いた介護給付費・訓練等給付費を市に請求し、市は、介護給付費・訓練等給付費を指定事業者・施設に支払います。

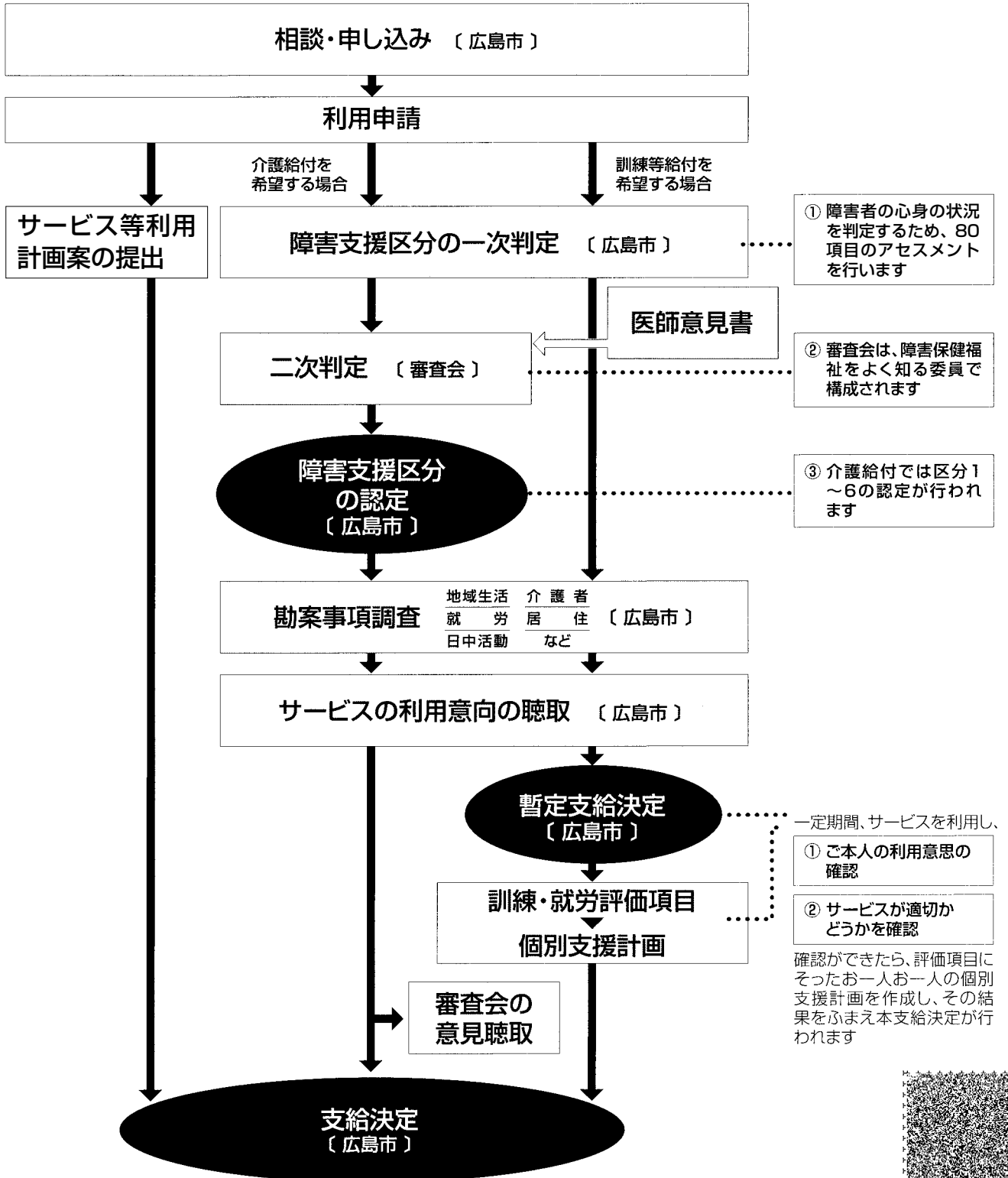


5 支給決定までの流れ

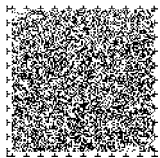
障害福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- ①障害者の心身の状況（障害支援区分）
- ②社会活動や介護者、居住等の状況
- ③サービスの利用意向
- ④訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。



5



6 費用

所得に応じた月ごとの上限額までの1割の定率負担です。一部のサービスには、食費・光熱水費等の実費負担があります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減制度があります。

■ 月ごとの利用者負担の上限額

(1) 障害者の場合

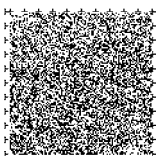
所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
利用者および配偶者が市民税非課税		0円
利用者および配偶者が市民税課税	市民税所得割額16万円未満の居宅で生活する障害者	9,300円
	上記以外	37,200円

(2) 障害児（施設に入所する18、19歳を含む。）の場合

所得区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	市民税所得割額28万円未満の居宅で生活する障害児	4,600円
	市民税所得割額28万円未満の施設入所の障害児	9,300円
	上記以外	37,200円

■ 各種の軽減制度

同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用された場合などの「高額障害福祉サービス費」の償還払い制度や、食費等実費負担の軽減措置、生活保護への移行防止措置などがあります。



ざいたく 〈在宅サービス〉

1 居宅介護、重度訪問介護など

障害のため日常生活を営むうえで支障があり介護が必要な方の家庭を訪問し、必要なお世話をします。

〔内 容〕

■ 居宅介護

障害者（児）の方に、自宅での身体介護や家事援助、通院時の介助などを行うサービスです。

- ① 身体介護 …………… 自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
- ② 家事援助等 …………… 自宅で、調理、洗濯、掃除などの家事などを行います。
- ③ 通院等介助 …………… 通院時など、屋内外における移動等の介助を行います。
- ④ 通院等乗降介助 …… 通院時など、乗車や降車の介助を行います。

■ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常時介護を必要とする方に、自宅での身体介護や家事援助、外出時の移動中の介護などを総合的に行うサービスです。

■ 行動援護

知的障害者（児）または精神障害者（児）で行動上著しい困難がある方に、外出時の移動中の介護などを行うサービスです。

■ 同行援護

視覚障害者（児）で移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、代読・代筆などにより移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービスです。

■ 重度障害者等包括支援

重度障害者（児）で介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

※外出時の移動中の介護を行う場合は、移動支援事業や障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパーの派遣（73 頁）と利用時間の調整を行います。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

2 短期入所

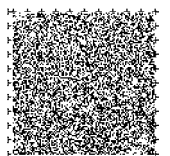
障害者（児）を介護している方が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭または旅行、休養などの理由で一時的に介護ができなくなった場合、障害者（児）を施設でお預かりします。

なお、日中利用（宿泊を伴わない短期入所）については、日中一時支援事業（51 頁）をご覧ください。

〔対 象〕 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者等

〔費 用〕 サービスに要する費用の 1 割の額および食費などの実費負担があります。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

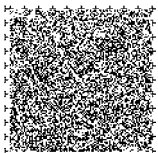


3 グループホーム

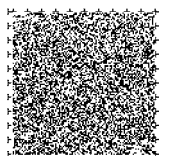
地域において共同生活を望む障害者に対し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、共同住宅での生活を支援する制度です。

〔所在地〕

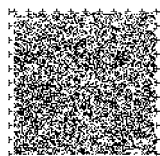
住居名	所在地	定員(人)	運営主体
グループホーム たんぽぽ	〒730-0822 中区吉島東一丁目27-26-401	4	(福) もみじ福祉会
グループホーム ハッピーホーム	〒730-0823 中区吉島西二丁目3-20	8	〃
ホーム クローバー	〒730-0047 中区平野町6-16	5	(福) おりづる
グループホーム アイラブの家2F	〒730-0823 中区吉島西三丁目1-4-201	3	(福) 広島聴覚障害者福祉会
グループホーム アイラブの家3F	〒730-0823 中区吉島西三丁目1-4-301	3	〃
グループホーム SA-N-PO(三歩) 本川町A	〒730-0802 中区本川町二丁目4-22	9	(株) マリモホールディングス
グループホーム SA-N-PO(三歩) 本川町B	〃	10	〃
こだまのいえ吉島	〒730-0823 中区吉島西一丁目13-4	5	(株) ストーリー
こだまのいえ サテライト吉島	〒730-0823 中区吉島西一丁目12-12-203	1	〃
交響ホーム清風台	〒732-0021 東区中山新町三丁目12-6	4	(福) 交響
交響ホーム戸坂第一	〒732-0012 東区戸坂新町二丁目3-1	6	〃
交響ホーム戸坂第二	〒732-0012 東区戸坂新町二丁目3-3	10	〃
交響ホームあけぼの	〒732-0045 東区曙二丁目3-23	4	〃
生活支援ホーム「i」	〒732-0012 東区戸坂新町二丁目3-4	4	〃
交響ホーム戸坂山根	〒732-0002 東区戸坂山根三丁目18-3	10	〃
グループホーム オハナ戸坂大上	〒732-0014 東区戸坂大上一丁目4番4-9号	5	(同) マハ口
似島学園有終寮うじな	〒734-0015 南区宇品御幸四丁目9-15	10	(福) 似島学園
似島学園有終寮かすみ	〒734-0046 南区東霞町6-18	4	〃
似島学園のぞみの家	〒734-0011 南区宇品海岸一丁目11-8	10	(福) 似島学園
広島マック・ハウス	〒734-0007 南区皆実町一丁目10-12	13	(特非) 広島マック



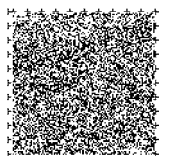
住居名	所在地	定員(人)	運営主体
こだまのいえ出汐	〒734-0001 南区出汐三丁目4-14-19	5	(株) ストーリー
こだまのいえ サテライト出汐	〒734-0001 南区出汐三丁目6-15-405	1	〃
こだまのいえ向洋新町	〒734-0055 南区向洋新町一丁目13-1	6	〃
ピース東雲ユニット①	〒734-0022 南区東雲二丁目10-30-1	4	(株) PIECE
ピース東雲ユニット②	〒734-0022 南区東雲二丁目10-30-1	6	(株) PIECE
南かにやの家 2階	〒732-0803 南区南蟹屋二丁目8-10	3	シューペルブリアン(株)
南かにやの家 3階	〒732-0803 南区南蟹屋二丁目8-10	4	シューペルブリアン(株)
おおずの家	〒732-0802 南区大洲二丁目2-8	4	シューペルブリアン(株)
グループホーム 夢トピア	〒733-0036 西区観音新町三丁目9-9	7	(福) もみじ福祉会
ホームいぶき	〒733-0851 西区田方二丁目11-2	18	(福) 希望の丘
グループホーム 第一ふくしまの家	〒733-0024 西区福島町二丁目16-2	8	(福) それいゆの会
グループホーム 第二ふくしまの家	〒733-0024 西区福島町二丁目33-3	10	〃
グループホーム ふくしまの家サテライト	〒733-0024 西区福島町二丁目14-20	1	〃
グループホーム ソシアⅡ	〒733-0815 西区己斐上六丁目554-1	10	(医) 共愛会
グループホーム ドリームハウス 1 番館	〒733-0036 西区観音新町三丁目9-1	9	(福) もみじ福祉会
グループホーム ドリームハウス 2 番館	〃	9	〃
グループホーム よこがわ 1 号館	〒733-0011 西区横川町三丁目2-46	10	(福) 広島市手をつなぐ育成会
グループホーム よこがわ 2 号館	〃	10	〃
グループホーム こいうえ	〒733-0815 西区己斐上一丁目7-24	20	〃
こだまのいえ己斐上	〒733-0815 西区己斐上五丁目73番4号	5	(株) ストーリー
こだまのいえ草津	〒730-0823 西区草津東二丁目6-18	6	〃
こだまのいえ 井口鈴が台	〒730-0843 西区井口鈴が台三丁目20-9	5	〃
グループホーム リトム己斐上	〒733-0815 西区己斐上三丁目7番25-4号	4	(株) リトム



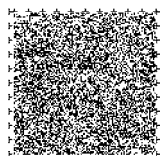
住居名	所在地	定員(人)	運営主体
グループホーム リトム大迫	〒733-0816 西区己斐大迫一丁目17番20号	4	(株) リトム
グループホーム りらくす三篠	〒733-0003 西区三篠町三丁目11番7号	5	(有) リラックス
グループホーム りらくす三篠2	〃	5	〃
グループホーム きらきら	〒733-0873 西区古江新町12-12	8	(福) もみじ福祉会
こだまのいえ 草津サテライト①	〒733-0861 西区草津東二丁目7-20-204	1	(株) ストーリー
こだまのいえ井口明神	〒733-0841 西区井口明神三丁目2-2	5	〃
こだまのいえ サテライト井口明神①	〒733-0841 西区井口明神三丁目3-2-201	1	〃
こだまのいえ井口	〒733-0842 西区井口二丁目10-10	5	〃
こだまのいえ庚午	〒733-0822 西区庚午中三丁目2-8 3階	5	〃
グループホーム りらくす南観音1	〒733-0035 西区南観音七丁目2-13	10	(有) リラックス
グループホーム りらくす南観音2	〃	10	〃
JAFLO古江新町	〒733-0873 西区古江新町1-30-304	5	(一社) 日本フレキシブルオペレーション
JAFLO古江新町SR	〒733-0873 西区古江西町4-17-202	1	〃
JAFLO古江新町SR2	〒733-0873 西区古江西町4-17-306	1	〃
JAFLO古江東町	〒733-0872 西区古江東町1-24	5	〃
パインハウス横川町	〒733-0011 西区横川町二丁目3-20	10	Japan foods (株)
太田川学園 沼田ケアホーム	〒731-3165 安佐南区伴中央六丁目36-9	9	(福) 三矢会
ホームあたた男子棟	〒731-3165 安佐南区伴中央四丁目21-36	5	(福) あさみなみ
ホームあたた女子棟	〃	5	〃
ホームあたた混合棟	〃	9	〃
さくら1	〒731-3169 安佐南区伴西四丁目12-2	6	(一社) レインボー
さくら2	〒731-3164 安佐南区伴東五丁目26-38	3	〃
さくら3	〒731-3164 安佐南区伴東四丁目12-5	2	〃



住居名	所在地	定員(人)	運営主体
こだまのいえ西原	〒731-0113 安佐南区西原四丁目40-31	6	(株) ストーリー
グループホーム おおたがわ	〒731-0124 安佐南区大町東一丁目12-10	7	(福) 三矢会
YELL せせらぎ 壱番館 1階	〒731-0102 安佐南区川内五丁目6-33	4	(同) アーク広島
YELL せせらぎ 壱番館 2階	〃	6	〃
YELL せせらぎ 弐番館 1階	〒731-0102 安佐南区川内五丁目6-34	4	〃
YELL せせらぎ 弐番館 2階	〃	6	〃
グループホーム ここにこ①	〒731-0153 安佐南区安東一丁目1-32-104	2	(株) ここにこ
グループホーム ここにこ②	〒731-0153 安佐南区安東一丁目1-32-204	3	〃
グループホーム ここにこ③	〒731-0153 安佐南区安東一丁目1-32-304	3	〃
グループホーム ここにこ相田	〒731-0141 安佐南区相田五丁目17-21	6	〃
グループホーム ここにこ西原①	〒731-0113 安佐南区西原二丁目18-11-202	2	〃
グループホーム ここにこ西原②	〒731-0113 安佐南区西原二丁目18-11-303	3	〃
グループホーム ここにこ川内①	〒731-0102 安佐南区川内二丁目19-11-101	3	〃
グループホーム ここにこ川内②	〒731-0102 安佐南区川内二丁目19-11-104	3	〃
グループホームリアン	〒731-3165 安佐南区伴中央六丁目1-5-4	10	(株) Merci
リボン	〒731-0213 安佐北区三入南一丁目12-9	10	(福) 清流
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町Ⅰ	〒739-1753 安佐北区狩留家町2902-4	5	ソーシャルインクルー(株)
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町Ⅱ	〃	5	〃
グループホーム オハナ可部上市	〒731-0221 安佐北区可部五丁目12-2	5	(同) マハロ
グループホーム オハナ落合南	〒731-0221 安佐北区落合南三丁目36-8	6	〃
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町2号館Ⅰ	〒739-1753 安佐北区狩留家町2903-1	10	ソーシャルインクルー(株)
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町2号館Ⅱ	〃	10	〃

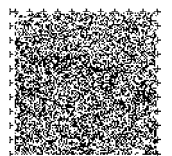


住居名	所在地	定員(人)	運営主体
グループホーム 桜のいえ □田南	〒739-1733 安佐北区□田南七丁目5-8	4	リンクス(株)
グループホーム 桜のいえ ガーデン□田	〒739-1734 安佐北区□田五丁目29-6	5	〃
雲海	〒739-1301 安佐北区白木町大字井原字西日詰797-6	5	(株) オンザライズ
さくら	〃	5	〃
グループホーム にこり・ほっと2階	〒731-3362 安佐北区安佐町大字久地10177-22	10	(福) <くる
グループホーム にこり・ほっと3階	〒731-3362 安佐北区安佐町大字久地10177-22	10	〃
グループホーム サラ	〒739-1732 安佐北区落合南三丁目13-33	7	(株) 50 GLAY
グループホーム あおば寮	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目1917-1	4	(福) 柏学園
グループホーム やすらぎ寮	〒739-0311 安芸区瀬野二丁目5-12	4	〃
グループホーム ふたば寮	〒739-0302 安芸区上瀬野町2212-23	4	〃
グループホーム さわやか寮	〒739-0302 安芸区上瀬野町2212-8	4	〃
グループホーム もえぎ寮	〒739-0314 安芸区瀬野南一丁目6-13	4	〃
グループホーム あかね寮	〒739-0314 安芸区瀬野南一丁目6-14	4	〃
アンゲネーム	〒739-0323 安芸区中野東四丁目5-40	20	(医) せのがわ
ミットレーベン	〒739-0323 安芸区中野東四丁目5-35	20	〃
グループホーム 瀬野時計台	〒739-0311 安芸区瀬野二丁目17-33	9	(福) 共助会
グループホーム リトム観音台	〒731-5157 佐伯区観音台一丁目15-22	5	(株) リトム
グループホーム いつかいちA	〒731-5127 佐伯区五日市一丁目5-29-5	5	(医) 翠和会
グループホーム いつかいちB	〃	5	〃
グループホーム いつかいちC	〒731-5127 佐伯区五日市一丁目5-26-4	9	〃
グループホーム いつかいちD(サテライト)	〒731-5127 佐伯区五日市一丁目8-29-306	1	〃
グループホーム しんぐうえんI	〒731-5126 佐伯区新宮苑9-2	5	(福) 広島市手をつなぐ育成会



住居名	所在地	定員(人)	運営主体
グループホーム しんぐうえんⅡ	〒731-5126 佐伯区新宮苑9-2	5	(福) 広島市手をつなぐ育成会
順源寮①	〒731-5116 佐伯区八幡一丁目5-20	21	(福) 順源会
順源寮②	〃	3	〃
順源寮③	〒731-5116 佐伯区八幡二丁目4-8	6	〃
こうち	〒731-5152 佐伯区五日市町下河内27-1-302	4	(特非) 広島自立支援センターとともに
さんわ	〒731-5116 佐伯区八幡五丁目10-12-503、 505、506	5	〃
ひといき利松	〒731-5106 佐伯区利松三丁目25-43	9	(株) 障がい者ライフサポート
ひといき美鈴園	〒731-5121 佐伯区五日市町美鈴園24番12号	9	〃
ピスタ観音台WEST1	〒731-5157 佐伯区観音台三丁目5番15号	5	ジョイフル・ファミリー(株)
ピスタ観音台WEST2	〃	5	〃
ピスタ観音台EAST1	〃	5	〃
ピスタ観音台EAST2	〃	5	〃
ひといき八幡	〒731-5116 佐伯区八幡一丁目27-16	10	(株) 障がい者ライフサポート
グループホーム りらくす五日市しんぐうえん1	〒731-5126 佐伯区新宮苑8-26	5	(有) リラックス
グループホーム りらくす五日市しんぐうえん2	〃	5	〃
グループホーム りらくす五日市やはたA棟1	〒731-5116 佐伯区八幡二丁目24-14	5	〃
グループホーム りらくす五日市やはたA棟2	〃	3	〃
グループホーム りらくす五日市やはたB棟1	〒731-5116 佐伯区八幡二丁目24-12	5	〃
グループホーム りらくす五日市やはたB棟2	〃	3	〃
ソーシャルインクルーホーム 広島坪井Ⅰ	〒731-5142 佐伯区坪井一丁目27-7	10	ソーシャルインクルー(株)
ソーシャルインクルーホーム 広島坪井Ⅱ	〃	10	〃

〔問合せ先〕 福祉事務所(区福祉課)(裏表紙)



し せ つ 〈施設サービス〉

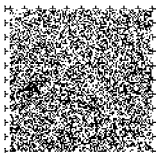
しょうがいしゃ し えん し せ つ 1 障害者支援施設

主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行うとともに、日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援 B 型）の提供を行う施設です。

入所：施設入所支援、生介：生活介護、機能：自立訓練（機能訓練）、生訓：自立訓練（生活訓練）
就移：就労移行支援、継 B：就労継続支援 B 型

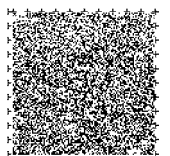
〔所在地〕

施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
障害者支援施設 光清学園成人部	〒734-0001 南区出汐二丁目3-46	入所 38 生介 38	(福) 光清学園	254-0901 (254-0910)
障害者支援施設 セルフ宇品	〒734-0003 南区宇品東六丁目2-20	入所 50 生介 13 継 B 57	(福) 広島県肢体 障害者連合会	253-2082 (254-3410)
指定障害者支援施設 いくせい	〒733-0004 西区打越町17-27	入所 50 生介 50	(福) 広島市手 をつなく育成会	537-1771 (509-0629)
太田川学園 第1成人部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	入所 67 生介 67	(福) 三矢会	848-0130 (848-0810)
どんぐり学園 (入所)	〒731-3167 安佐南区大塚西三丁目8-1	入所 30 生介 30	(福) 希望の丘	848-1036 (848-5924)
太田川学園 第2成人部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	入所 30 生介 30	(福) 三矢会	848-0130 (848-0810)
広島市立 自立訓練施設	〒731-3168 安佐南区伴南一丁目39-1	入所 40 機能 60	地方独立行政法人 広島市立病院機構	849-2868 (849-2872)
太田川学園 第3成人部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	入所 30 生介 30	(福) 三矢会	848-0130 (848-0810)
太田川学園 第4成人部	〒731-3164 安佐南区伴東三丁目16-1	入所 15 生介 15	〃	848-0130 (848-0810)
太田川学園高陽寮	〒739-1732 安佐北区落合南町201-1	入所 52 生介 52	〃	843-3731 (843-3837)
指定障害者支援施設 白木の郷	〒739-1412 安佐北区白木町大字小越10230	入所 80 生介 100	(福) 三篠会	828-0123 (828-3456)
瀬野柏の実苑	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	入所 40 生介 40	(福) 柏学園	894-8958 (894-0403)
障害者支援施設 あとの郷	〒731-4231 安芸区阿戸町1599-1	入所 50 生介 50	(福) 無漏福祉会	856-1150 (856-1151)



施設名	所在地	定員(人)	経営主体	TEL (FAX)
時計台	〒739-0323 安芸区中野東六丁目3-8-1	入所 30 生介 30	(福) 共助会	554-4780 (554-4781)
安芸柏の実苑	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	入所 20 生介 20	(福) 柏学園	894-8958 (894-0403)
自然の村	〒731-5102 佐伯区五日市町大字石内1920	入所 70 生介 70	(福) 順源会	928-0815 (929-4117)
愛命園	〒738-0601 佐伯区湯来町大字和田1113-2	入所 60 生介 60	(福) 広島県視覚 障害者団体連合会	(0829)83-1111 ((0829)83-1112)
見真学園成人部	〒731-5102 佐伯区五日市町大字石内1920	入所 60 生介 60	(福) 順源会	928-0815 (928-1007)

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）



2 日中活動サービス事業所

以下の日中活動にかかるサービスを提供する事業所です。

- ・生活介護 にっちゅうかつどう : 入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
- ・自立訓練（機能訓練） じぎょうしよ : 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
- ・自立訓練（生活訓練） : 入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
- ・就労移行支援 : 就労を希望する 65 歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
- ・就労継続支援 : 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。（原則、雇用契約に基づき就労する A 型と、雇用契約を伴わない B 型の 2 種類があります。）
- ・療養介護 : 進行性筋萎縮症にり患している身体障害者等に対して、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関などにおいて、必要な治療、訓練および生活指導を行います。

〔問合せ先〕 福祉事務所（区福祉課）（裏表紙）

